

デジタル臨時行政調査会提出資料

2021年12月22日

(一社) 日本経済団体連合会

会長 十倉 雅和

1. デジタル3原則の継続的活用・関係性の明確化

デジタル手続法に定める「デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップ」を大前提とすべき

2. 初めから終わりまで真の「デジタル完結」の徹底

国・地方の行政手続等において、途中で紙が一枚でも入ればデジタルは完結せず。行政や社会の在り方そのものを見直し、エンドツーエンドの「デジタル完結」を実現すべき

3. デジタル・データ活用による価値最大化

デジタル・データ活用を推進・普及する仕組みが不十分な分野については、積極的に促進策を導入する「利活用徹底原則」が不可欠

4. デジタル原則の徹底に向けた ネガティブリスト方式の導入

デジタル原則に合致しない法制度・規制を存続させる場合は、所管官庁が挙証責任を持って説明すべき

デジタル完結・
自動化原則



- ・ **準公共分野**におけるデジタル活用の促進
オンライン診療全面解禁の恒久化・普及促進
- ・ **書面・押印規制の見直し**
地方公共団体の入札のデジタル化
- ・ **常駐・専任規制の見直し**
建設業における技術者等の配置・専任要件等の緩和

アジャイル
ガバナンス原則



- ・ **EBPM**の推進
データ整備に向けた環境構築
- ・ **先端技術**の進展に応じたルール形成
自動配送ロボットに関する制度整備

官民連携原則

相互運用性確保原則

共通基盤利用原則



- ・ **マイナンバー**の徹底活用
特定個人情報の見直し
- ・ **データの連携・活用**
教育分野の学習データ連携（学校内・学校外）
- ・ **決済システムの相互連携**
公金決済手続の一元化

(参考) 具体的事例

オンライン診療全面解禁の恒久化・普及

現状

- オンライン診療は、感染症対策のみならず、多様な受診機会の提供により選択肢を拡大し、国民の利便性向上に寄与
- 他方、オンライン診療の診療報酬が対面診療に比べて低く設定されていることが一因となって、**対応する医療機関が少ないことが普及の妨げに**



必要な対応

以下の5点を実現すべき

1. 診療報酬上の取扱いも含め、対象疾患の制限を撤廃
2. 初診を含め制限なく容認
3. 対面診療との関係3か月の対面診療実績、3か月に1回対面、緊急時に30分以内等に対面可能との要件を撤廃
4. オンライン診療料が各月1割以下との要件を撤廃
5. 診療報酬上、オンライン診療のうち対面診療と同内容・同水準で実施される行為については、同等の水準で評価

地方公共団体の入札のデジタル化

現状

- 地方公共団体の公共事業調達には、一部を除き**書面・押印前提の手続**
- また、入札参加資格申請の手続においては地方公共団体毎に様式が異なり、応札企業は情報収集、書類作成に多くの手間を要しているのが現状

<根拠法令等> 地方公共団体の規則等

必要な対応

- 地方公共団体の公共事業調達において、入札参加資格審査申請書の標準項目の活用を促進し、**入札参加資格申請から入札ならびに契約までの一連の手続をすべて標準化・デジタル化**すべき
- これにより、地方公共団体・応札企業の双方において業務の著しい効率化が見込まれ、スタートアップ等の参入を円滑化することが期待できる



建設業における技術者等の配置・専任要件等の緩和

現状

- 建設業の許可を受けたものが建設工事を施工する場合には、元請・下請、請負金額の大小にかかわらず、**主任技術者（工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者）を配置**しなければならない（配置の対象となる「工事現場」は、大規模な新設工事も修繕工事も同じ1件にカウント。例えば、請負金額1万円の軽微な工事でも主任技術者の配置が必要）

< 根拠法令等 > 建設業法第26条



建設業の許可を受けている者
= 建設業者



請負金額や元請・下請に関係なく

主任技術者を配置

出典：国土交通省 近畿地方整備局「建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者」

必要な対応

- 主任技術者が著しく不足している一方で、技術者を配置せずとも適切に施工できる小規模工事までも一律に規制することは、多くの中小建設事業者の生産性向上の妨げとなっている現状を踏まえ、**少額・小規模な工事については、主任技術者の配置を必須としないよう緩和すべき**

データ整備に向けた環境構築

現状

- 政策の有効性を高め、国民の行政への信頼性を確保する観点から、政策効果の測定に重要な情報や統計等のデータを活用したEBPMの推進が極めて重要
- しかし、EBPMに不可欠なデータの収集や人材育成が不十分であるのが現状

必要な対応

- まずは、必要なデータの整備・人材育成が喫緊の課題
- EBPMで活用可能なオープンデータについても、さらなる活用に向け、利用者のニーズに合った質の高いデータがタイムリーに提供されるよう、**デジタル庁が中心となって**、更新・連結・分析やシステムの広域連携等に取り組む必要
- 企業の視点を十分に取り入れた上で、**政府によるデータ管理体制の整備等、企業が安心してデータを提供できる環境構築を進めるべき**



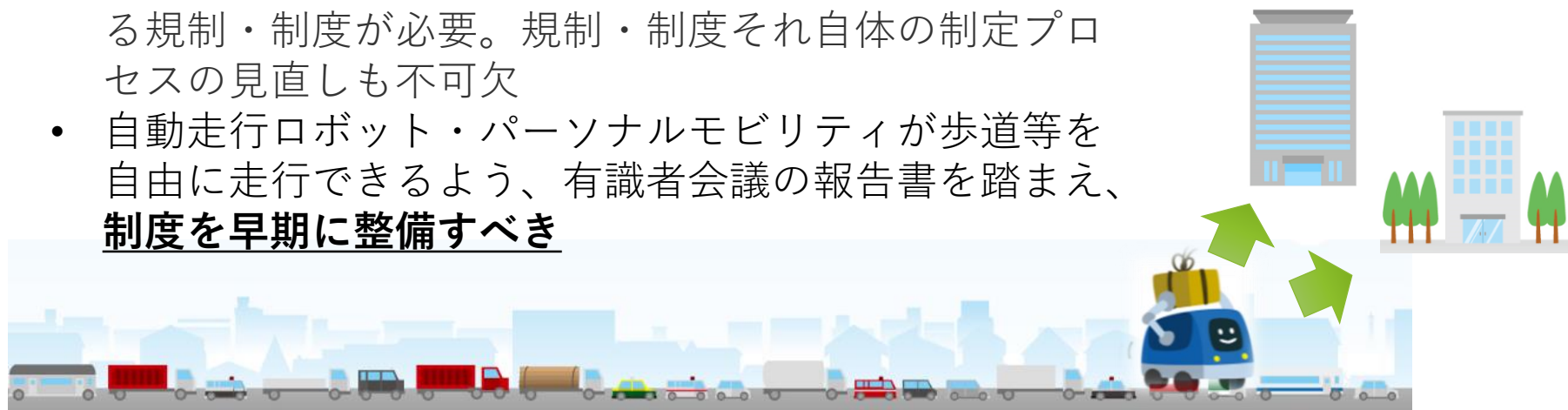
自動配送ロボットに関する制度整備

現状

- 自動運転を活用したパーソナルモビリティや無人物流を検討するにあたり、エリア内の公道（上空・地下を含む）における道路交通法や道路運送車両法等の法規制が制約となり、自動運転技術の実証実験や本格導入が困難
＜根拠法令等＞ 道路交通法第2条第1項第9号及び第10号並びに、第77条第1項第4号 等

必要な対応

- Society 5.0時代においては、技術の進歩に柔軟かつ迅速に対応するとともに、イノベーションの促進に資する規制・制度が必要。規制・制度それ自体の制定プロセスの見直しも不可欠
- 自動走行ロボット・パーソナルモビリティが歩道等を自由に走行できるよう、有識者会議の報告書を踏まえ、**制度を早期に整備すべき**



特定個人情報の見直し

現状

- マイナンバー（個人番号）を含む個人情報は「特定個人情報」に該当し、一般の個人情報と比較して利用範囲・利用目的、収集・保管、第三者提供、委託、罰則等の面で規制が強化。
- とりわけ個人情報保護法が本人同意を根拠とする個人情報の第三者提供を認める一方、特定個人情報の場合は、**本人の同意があっても**、番号法19条各号が特に認める場合を除き、**第三者提供は禁止**。

<根拠法令等> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）第2条、第19条
マイナンバーガイドライン(事業者)第4 - 3 - (2)

必要な対応

- マイナンバー制度を徹底的に活用するため、**特定個人情報を撤廃**し、個人情報と同等の位置付けとすべき
- とりわけグループ企業間等における顧客・役員・従業員のマイナンバーの共有を早期に容認すべき

教育分野の学習データ連携（学校内・学校外）

現状

- Society 5.0 時代の自律的な学びを実現するためには、**教員ほか関係主体の役割の発揮に向けた環境整備が必要**。学校内外における学習に係るデータおよびそれ以外のデータも連携・活用することによって、個別最適化されたシームレスな学びや、学びとキャリアの連結などを実現可能

必要な対応

1. データ活用のグランドデザインおよび目的・原則の明確化
2. データ連携・活用：EdTech の積極的な活用による学びのデータ化が必要。その際、データの連携を視野に規格やコードを統一すべき。例えば、学ぶプラットフォームや地方公共団体にかかわらずシームレスにデータをつなげられるように、**学習指導要領をコード化した上で学習履歴の規格統一化**を進める必要
3. 個人情報保護法制上の課題の解決



公金決済手続の一元化

現状

地方税に該当しない公金（道路占用料、行政財産使用料等）の多くが、**紙媒体（納入告知書、納入通知書等）により徴収**され、収納も金融機関窓口での納付が前提となっているのが現状

<根拠法令等> 道路法第39条、道路法施行令第19条の2、地方自治法第238条の4第7項、地方公共団体条例等、地方税法第747条の5の2

必要な対応

- **eLTAXの対象範囲を拡大**し、手続を一元化
- 道路占用料、行政財産使用料等の告知・通知を電子化
- 既にシステムを構築済みの自治体間で相互に連携

